

## みんなで決めよう「原発」国民投票◎2013年度活動方針(7月11日案)

規約の「第5条（活動の内容）」に沿い、2013年度は以下の具体的活動を行う。

### （1）世論を盛り上げる周知活動を行う

- ・「地域で原発問題をタブーなく話せる場作り」など、世論を盛り上げ、自分たちの力量を高める映画上映会や学習会を開催する。  
その中心的活動として、全国をつなげるスピーチツアーや各地での申し入れなどを行う。
- ・賛同人による活動が行われてない空白県へのアプローチを行い、全国各地へ活動の輪を広げる。

### （2）諮問型「原発」国民投票法の成立のため、過半数の国会議員の賛同を得るべく、働きかけを行う。

- ・署名やハガキキャンペーン等で市民の声を国会議員等へ届ける
- ・アンケートで「賛成」と書いた国会議員等に対面でアプローチする  
衆議院、参議院アンケートで「賛成」と書いた議員等へのアプローチとして、議員との個別面会や、国会議員会館内での院内集会などのイベントを企画・実施する。

### （3）市民自治を高めるため、原発問題やその他の課題について、各自治体における住民投票の実施を支援する。

- ・再稼働問題を契機に、原発立地地域での都道府県単位、基礎自治体単位での住民投票実現を支援する。特に機運が高まりつつある北海道などで説明会を開催し、ノウハウ伝達などを行う。
- ・原発以外の課題についても、市民参加・市民自治の裾野を広げるべく、各地の住民投票運動をつなぎ、ノウハウの共有や人的交流などを図る。

\* 論点→（2）について、実現の目標の時期をどう考えるか。時期を明記するか。例えば「1年以内に法律を制定し、速やかに実施する」、「次期国政選挙の実施時に原発国民投票を実施する」など。